

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第31号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年4月18日（日） 13時55分ごろ	
発生場所	山形県鶴岡市鼠ヶ関港北西方沖 鼠ヶ関灯台から真方位310° 2.6海里付近 (概位 北緯38°36′ 東経139°29′)	
事故等調査の経過	平成22年4月23日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 モーターボート HAKUSAN 5トン未満</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 220-18400山形、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 主機ドライブユニットの、クラッチプレートが損耗、油圧ポンプケーシングの駆動軸穴が欠損及び異常摩耗</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、鼠ヶ関港北西方沖を帰航中、平成22年4月18日13時55分ごろ、船内外機のドライブユニット部のクラッチ（以下「クラッチ」という。）が作動不良となり航行不能になった。</p> <p>本船は、マリーナに救助を依頼し、救助船にえい航されて帰航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3</p> <p>海象：波高 約1m、うねりの方向 西</p>	
その他の事項	<p>本船は、クラッチ用油圧ポンプの駆動歯車のケーシング側軸穴が一部欠損して異常摩耗を起こし、同軸穴と駆動歯車軸との間隙が大きくなっていた。</p> <p>クラッチ用油圧ポンプのストレーナフィルタには、金属粉が多数残存していた。</p> <p>本船は、14年間使用され、主機の総運転時間が約2,440時間であった。</p> <p>本船は、機関修理業者担当者が、半年ごとに主機ドライブユニットの潤滑油及び潤滑油ストレーナフィルタの交換を行っていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、鼠ヶ関港北西方沖を帰航中、クラッチ用油圧ポンプが損傷して油圧が低下し、クラッチが作動不良になったものと考えられる。</p> <p>クラッチ用油圧ポンプは、駆動歯車のケーシング側軸穴が欠損して異常摩耗し、駆動歯車軸との間隙が過大となり、また、摩耗粉によってストレーナが目詰まりして油圧が上がらなかったものと</p>

	考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、鼠ヶ関港北西方沖を帰航中、クラッチ用油圧ポンプが損傷したため、油圧が低下してクラッチが作動不良となったことにより発生したものと考えられる。